

要介護1～5の方
介護サービスが利用できます。

在宅サービスを利用する場合

居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します

依頼する居宅介護支援事業所が決まったら町に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。

ケアプランの作成

ケアマネージャーが連絡・調整して、利用者や家族とサービス事業者が、原案について検討します。
利用者の同意を得て、サービスの種類や回数を決定します。

サービス事業者との契約

実際に訪問介護や通所介護を行うサービス事業者と契約します。

在宅サービスを利用します

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導
- ・訪問看護
- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）

施設への入所を希望する場合

介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業所などに紹介してもらうこともできます。

ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネージャーが利用者に合ったケアプランを作成します。

施設サービスを利用

- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）